

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（527）

2. 日時：令和5年5月30日 11時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官※、秋本主任安全審査官※、大塚安全審査官、

小野安全審査官※

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野室長補佐、西野室長補佐、高橋係長

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他5名

原子力事業統括部 部長（安全技術担当）※、他12名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- (1) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第8条 火災による損傷の防止（DB08 r. 6. 0）
- (2) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）1. 2 火災による損傷の防止【41条】（SA41 r. 8. 0）
- (3) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 41条（SA41H r. 6. 0）
- (4) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r. 5. 0）
- (5) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 1. 2 火災による損傷の防止【41条】（SA41-9 r. 7. 0）
- (6) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 41条（SA41H-9 r. 5. 0）
- (7) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第8条

火災による損傷の防止

- (8) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第41条
火災による損傷の防止
- (9) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第8条 火災による損傷の防止)
- (10) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第41条 火災による損傷の防止)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁大塚ですそれでは北海道電力泊発電所3号炉の設置変更許可申請の、
0:00:15	8条、41条火災関係に係るヒアリングを開始します。それではまず事業者側から説明をお願いします。
0:00:23	はい北海道電力の平田です。本日のコメント回答といたしましては、4月7日にいただきましたコメントに対するものとなってございまして、全部で4件となります。
0:00:36	資料としましては資料の1-9こちらがコメント回答一覧表となっております。
0:00:41	2分程度のお時間いただきましてご説明させていただきたいと思えます。
0:00:46	まずコメントナンバー左側に書いてございます。ナンバー70、7172の三つにつきましては、こちらはコメントといたしましてはタービン動補助給水ポンプ起動盤のトレンAB及び
0:01:01	補助給水ポンプ出口流量調節弁盤トレンABの系統分離に関するものとなっております。
0:01:08	コメント回答としましてなっております、コメント回答としましては、別添1資料72の添付資料1というものに記載はされておりますけれども、記載の充実化を図っております。
0:01:21	具体的には、各盤について接続されているケーブルルートの記載の追加、
0:01:29	あと1時間耐火隔壁によるAトレンとBトレンの盤の系統分離対策のイメージ図の記載の追加。
0:01:36	あと各盤の立面図の記載の追加を行っております。
0:01:41	また、AトレンとBとAの番につきましては、別の火災区画を設定することといたしまして、
0:01:48	火災防護審査基準に基づきました、1時間の耐火+感知+自動消火による系統分離対策を行うことといたします。
0:01:59	なお、自動消火設備につきましては、ハロン切ハロン消火設備を設置する計画でございます。
0:02:05	次に、コメントNo.73になります。
0:02:10	こちらのエリアにつきましては、使用済み燃料ピット及び新燃料所蔵庫エリアという名称の火災区画を、燃料取扱棟に設置してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:20	このため、火災区画全体の状況を考慮しまして、消火活動が困難とはならない火災区画であることがわかりますよう、当該火災区画は天井が高く、
0:02:32	大空間となっているため、火災により煙が充満する恐れがないことから、消火活動が困難とはならないとの記載を追加させていただきます。
0:02:42	いただきましたコメントへの回答としましては以上となります。
0:02:48	はい。規制庁大塚ですはい。ご説明ありがとうございました。それではコメント回答について、確認したいと思います。
0:02:57	まず、コメントリストの 70 番 71 番関係の制御盤の系統分離の件で、
0:03:04	まとめ資料本体の
0:03:08	八条別 1、7.1 の 6 ページをお願いします。
0:03:16	8 条別 1、7.1-6 ページになります。
0:03:25	今回 1 時間耐火液位の方へと図で示していただいているんですけど、1 時間体系についてちょっと事実確認したいと思うんですが、
0:03:35	まず、第 4 図の方見ていただくと、
0:03:40	図の左側と、
0:03:44	あと上側ですね盤の裏側に関しては部屋の壁となって、
0:03:50	と思いますので
0:03:53	1 時間耐火液位。
0:03:55	としては、
0:03:58	坂野、右側、
0:04:01	阿藤ウエダはですね、坂野江川に設置することはわかってるんですけど、
0:04:07	時間耐火へ機能、
0:04:11	市としては、その二つでよろしかったですか。
0:04:17	北海道電力の平田です。今おっしゃられました通り壁の不盤の裏側は火災区画の壁面になってございまして、あとは左側の方の一部壁も区画の壁面に、
0:04:32	なります。あとは素行の A 棟、
0:04:35	WAN の正面と向かって右側のところとあと盤の上部ですね、こちらにつきましては耐火隔壁を新たに設置することを計画してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:49	あ、規制庁オオツカで承知しました。ちょっと図で見る限りでは、その坂野。
0:04:55	第4図でいうと盤の下側ですね、図の下側の坂野えてのところにも、第8期、耐火兵器があるように見えるんで、
0:05:07	この坂野前にはないということでよろしいですか。
0:05:10	北海道電力竹田でございます図4の右側と左側にちょっとこう、何でしょう。1ミリくらいの厚さがこう書いてますけど、
0:05:20	要するに部屋で隔離する、分離するっていうことなので、右側と正面と上に対して、耐火平気で部屋みたいな構造にしまして、
0:05:31	扉も耐火併記値カーのとれた扉をつけて施工する予定です完全にその一つの
0:05:39	何ていうんでしょう部屋みたいな形にして、耐火兵器で、
0:05:43	3年で、
0:05:45	したと、左と後は15センチ以上のコンクリート液ということになります。
0:05:52	規制庁大塚です。伴の正面にも耐火扉があるということで、はい、理解しました。
0:05:57	あとちょっと細かい話になるんですけど、第5図の、
0:06:02	盤の上にですね電線管の線が何本かあって、
0:06:07	少し上に、
0:06:09	よ線でちょっと厚みのあるラインが走ってるんですけど、これはケーブルトレイということでよろしいですか。
0:06:18	北海道電力竹田でございますこれは、グレーチングの中間床になるんでそれもちょっとわかりづらいかと思うので、反映していきたいかなと思いますけども。
0:06:31	わかりました。ちょっとグレーチングの床ということがわかるように表記をお願いします。
0:06:39	はい。とりあえず私からは、コメントリストに関する確認は以上になりますが、
0:06:48	葛西つから何かコメントありますでしょうか。
0:07:18	火災対策室の高橋です。今のページの14、
0:07:23	第4図第5図で、1時間耐火で囲うということですがこの中の、
0:07:31	感知消火っていうのはどのようになっているのでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:37	北海道電力の平田です。坂野件を応用に設置する火災区画の中につきましては火災感知器を新たに設置します。消火設備につきましては、
0:07:48	自動消火設備としてハロン消火設備を設置する計画でございます。
0:07:55	北海道タケダです前のページの1-5にですねその旨1時間耐火兵器と、感知消火をその品質に対して、別な区画として設置するというふうに記載させていただいてございます。
0:08:12	別1、7.1-5。
0:08:17	図のあるページの前のページの上のところに、その部屋の中にも感知消火をつけるという旨記載させていただきました。
0:08:29	タカハシですわかりました。
0:08:54	規制庁大塚です。それでは会議室からの規制庁側からの各コメントに返す、対する、
0:09:02	確認は以上なんですウェブから何か確認事項ありますでしょうか。
0:09:12	はい。規制庁大塚です。それでは、ないようですので、
0:09:18	コメント回答については以上にしまして、
0:09:22	ちょっとその他、
0:09:24	の確認事項こちら下からありますので、ちょっと確認させていただきます。
0:10:14	はい規制庁オオツカです。ヤマダしました。
0:10:17	八条の比較表ですね。
0:10:19	資料1-4の、
0:10:21	八条別11-108ページをお願いします。
0:10:29	八条別11-108ページになります。
0:10:38	泊の欄の、bポツのところの、地盤変位対策のところの一行目なんですけど、屋外の消火配管は、
0:10:49	凍結防止のため埋設を基本としてあるんですが、
0:10:53	改めて見てみるとちょっと、埋設を基本としていうところがですね。
0:10:59	ちょっと不明確な表現かなと思ってまして、ちょっと表現を変えていただけないかなというふうに思ってるんですけども。
0:11:07	まず、改めて事実確認としては、埋設の他は、
0:11:14	屋外

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:16	の場所への
0:11:18	消火配管の設置があるということでよろしかったでしょうか。
0:11:25	屋外というか地上ですね。はい。
0:11:29	北海道電力の平田です。はい一部地上化した消火配管がございます。
0:11:37	規制庁オオツカで生じました。そうしましたら女川のところの期 さいい、
0:11:43	もうちょっと参考に、例えば埋設または地上に設置しとかってい う記載っているのは、
0:11:49	いかがでしょう。
0:11:56	北海道電力の平田です。女川の記載を用いまして泊の設計とし てそごを生じるようなものはないと思って、
0:12:05	ございますので、女川の記載に合わせたいと思います。
0:12:10	規制庁大塚です。よろしく申し上げます。
0:12:30	はい。規制庁大塚です。続きまして同じ比較表の八条、本 75 ペー ジお願いします。
0:12:47	はい。泊の欄の d ポツのところの 1 行目のところにケーブルトレ イへの蓋の設置というふうに書いてあるんですが、
0:12:57	ケーブルトレイの蓋っているのは金属製でよろしかったでしょ うか。
0:13:03	北海道電力の平田でございます。はい。金属製の蓋となってござ います。
0:13:09	はい規制庁オオツカです。女川村を見ていただくと、
0:13:12	赤 G の、
0:13:14	部分型が赤字の下から 2 行目のところで、金属製の蓋付ケーブ ルトレイ。
0:13:20	という表現があるので、もし可能であれば泊のほうも金属製のっ ていう表現を入れていただいてもよろしいでしょうか。
0:13:29	北海道電力の平田です。泊の記載の、ケーブルトレイの負担の部 分につきまして金属製のという記載の充実を図りたいと思いま す。
0:13:39	はい。規制庁大塚ですよろしく申し上げます。
0:13:52	はい。規制庁大塚です。続きまして、同じ比較表の八条本
0:13:57	81 ページをお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:06	泊の欄の（6）番の使用済み燃料貯蔵設備及び新燃料貯蔵設備のところで、
0:14:15	下から、
0:14:17	2行目のところで、水分雰囲気に満たされた最適減速状態となっても、
0:14:22	臨界性が確保される設計とするってあるんですけど、
0:14:26	これは新燃料貯蔵設備、
0:14:30	に対する記載。
0:14:31	で、新燃料貯蔵設備ってというのは、通常ドライ環境っていうふうにあるんですが、
0:14:37	具体的に、水分雰囲気に出された最適減速状態ってというのは、
0:14:42	どういう状態。
0:14:44	なのかちょっとご説明いただけますか。
0:19:26	すみません。北海道電力本店から、安井ですけれどよろしいでしょうか。お願いします。
0:19:34	はい。もともと設置許可の、添付8の燃料取扱設備のところの評価のところですね、
0:19:44	未臨界性の評価っていうのをやっております。新燃料貯蔵庫につきましては、純水が完成した場合と、今ここの比較表のところがありました。
0:19:57	最適減速時っていうところの二通りの評価をしていて、具体的にはですね、その純粋であったり、最適減速って言ってるのは水がそのミスト状みたいな感じになって、
0:20:13	燃料の周りをそういった雰囲気で水のミストみたいなので、囲われてるような状態の時の実効増倍率というものを、
0:20:25	評価をすることにしています。
0:20:29	冠水した状態よりも、そういったミストみたいな状態で覆われている時ってというのが一番臨界に対して厳しいと、というような評価にはなってるんですけども、
0:20:41	結果としては問題がないといったようなことをここの部分が記載しているというものになります。
0:20:48	以上です。
0:20:53	規制庁大塚ですありがとうございます。
0:20:56	だから、ミスト状態のことをこの記載を行っているということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:01	はい、理解しました。
0:21:09	火災対策室の齋藤です。ちょっとすいません用語のすいません解釈だけすいません。1個教えてください。
0:21:15	水分雰囲気って何ですか。
0:21:18	それだけ教えてください。
0:21:23	北海道電力の安井でございます。
0:21:26	水分の雰囲気ということなので、純粹に使ってる場合っていう時と、
0:21:36	土肥先ほど来申し上げてる通り、ミストのような状態で覆われている時といった、両方が読めるようにということでここは記載しているものになるかと思えます。以上です。
0:21:51	火災対策室の齋藤です。その前に消火水が噴霧されて、今の後、江藤安井様の御説明からいくと、消火水が噴霧されてというのが要は噴霧が一番厳しい状態であると。
0:22:06	その次受けてるこの水分雰囲気っていうのは、雰囲気って言うてるから、いわゆる一般の空氣的なそういったものを指していて、
0:22:16	そこに水分ってついや水分ってついてっからよくわかんないなと思ったんですけどもこれこの水分雰囲気っていうのが、民主党城野。
0:22:24	状況。
0:22:27	ということの意味していると。
0:22:29	いう理解すればよろしいんでしょうか。
0:22:33	北海道電力の安井でございます。実際にそのミスト状になるかどうかっていうところはとりあえず置いとくとしてですね、評価上、
0:22:44	燃料が保管されているその場所において、ある、何て言うんですかね、ある密度というか、
0:22:56	そういったような状態で
0:23:00	水の分子が存在しているときに、臨界に対して厳しいという状態になるのでそれを言いたくてここは水分雰囲気というような文言にしていると、ということなのかなというふうに解釈してございます。
0:23:17	火災対策室のサイトウですありがとうございます。いや何を確認しているかという、すみません表現っていうのがもともと火災防護審査基準上で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:29	消火中に臨界が生じないように委員会を防止した対策を講じ、臨界防止を考慮した対策を講ずることというふうに書いてあってそれが多分それを受けて多分書いていただいているというふうに理解していますで、
0:23:40	その上で、ここの部分で今の話で要はなるかならないかは別としてというか一番厳しい状態であったとしても、
0:23:51	臨界になら、未臨界性が確保できる設計とするというふうに書いてあることを多分ご説明いただいているんだというふうに認識をしていて、
0:24:01	未臨界性が確保できる設計っていうのを前を受けたところで、その前に、
0:24:08	状態となってもって書いてあるんでこれがだから多分一番厳しいことを意味しているんだろうと。だからその前にあるその水分雰囲気っていうのが、これがどういう意味なんですかって話を確認させていただいたところで、今のお話だとなるかどうかかわからないとなるかどうかかわからないっていうのは、
0:24:25	ここでなってもっていうふうに書いてあるわけだからそれは一番厳しい状態のことを指しているんだという理解ではあるんですけど、そうすると、その成分雰囲気っていうのが、要は水に要は液体のまま使ってるような状態を指しているのか。
0:24:39	それともミストのことを指しているのかそれともそれが両方なんですということなのかっていうのがすいませんちょっとよくわからなかったので、教えてくださいっていう話だったんですけども今のお話でいくとやっぱりミストが一番厳しいという話であれば、
0:24:52	この成分雰囲気っていうのはいわゆるミストという言葉に置き換えているというふうに理解ができそうなんですけどもそれで、
0:25:00	よろしいんでしょうかというすいません最後の確認です。はい。北海道電力安井でございます。そのご理解でよろしいかと存じます。
0:25:08	燃料のところのラックなんですけれども、ラックの間カクウですね、それが一定以上の距離に保たれているので要は、燃料というのを全部くっつけてしまうと、それが臨界お近づきやすいところになっちゃうんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:13	とりあえず、確認をしたかっただけなんですけれども、あれここ以外にあと消火設備ってありましたっけっていうすいませんそういう話です。
0:29:34	北海道電力の平田ですすいません少し資料の方、検索させていただきたいので、時間をいただきたいと思います。
0:30:01	30、
0:30:03	北海道電力の平田でございます。泊の消火設備全体に関する記載につきましては、先ほどのページの前段の方なんですけど八条本37、
0:30:16	こちらの下の方に1ポツ6ポツ1ポツ3ポツ2というところで、消火設備という項目を記載させていただいています。
0:30:31	はい。火災対策室の齋藤です。はい。今場所については、
0:30:37	確認をさせていただいているんですが、
0:30:46	と、
0:31:04	先ほど私から申し上げた通り、
0:31:09	消火栓を火災区域全体で、
0:31:13	まず、全部やりますと書いてある。
0:31:18	火災防護審査基準でいうと消火設備の
0:31:23	2.2. 2.1の(2)の消火設備の①番の消火設備については以下にケールところにおいて書いたところの、cのところですね消火栓はすべての火災区域の消火活動に対処できるように配置することと、
0:31:36	ということが書いてあるのを受けてるところっていうのはこれほどこになるかをちょっと教えてください。
0:31:40	北海道電力の平田です。比較表の次江藤後の少し後ろの方になるんですけどページでいきまして8条一本57ページ。
0:31:52	はい後ろの方になるんですけども、そちらのですね、(10)に消火栓の配置という項目がございまして、こちらについて
0:32:03	すべての火災区域の消火活動に対処できるように配置する設計とするという、文末の記載にはなるんですけども、記載させてございます。
0:32:15	57でございます。
0:32:46	はい。火災対策室の齋藤です。はい確認を
0:32:53	しました。
0:32:57	朝、すべての火災区域の消火活動に対処できるように配置する設計とするという言葉を受けてそれで満たしていると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:05	そうする等、
0:33:08	今度はガス系の消火設備は重要なものはガス系の消火設備でやりますよと、いうふうに受けてるところはこれどこになるんですか。
0:33:31	北海道電力の平田です。先ほどのページに戻ってしまうんですけども八条一本-37。
0:33:41	の消火設備のところに、
0:33:43	なります。
0:33:47	そこの記載から始まりまして、
0:33:53	(1) の a ポツ、次のページになるところになんですけども、ポツとして、火災発生時の煙の充満または放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域または区画の選定、
0:34:07	ということで選定されたここについて消火設備自動ガス消火設備が自動消火設備を設置するという、
0:34:14	設計となっております。
0:34:22	はい火災対策室の齋藤です。
0:34:25	そうなんですよねガスの話については、結構前の方に話をしている、消火栓の話については、
0:34:35	書いてあるのはわかりました。書いたのはわかったんですけども、何か随分後ろの方に、
0:34:41	言ってる、実はその前のところに何だっけ。
0:34:47	2時間の最大法整備を確保できる設計にしますとかですね他のアノ後に、火災防護審査基準でもさらに後ろの方に書いてある内容について書いてあって、
0:34:58	読めることは理解はしましたけれども、なぜ
0:35:04	消火設備の、要は水系の消火設備すべての火災区域に消火できるように対処できるように配置することという表現がこんなに後ろに行ってるのかなっていうところだけなんですけれども気になるのはですね、要は、
0:35:17	最大流量とかそういったものを確保して、
0:35:22	今のこの書き方をすみません私の理解の範囲でいうと上から読んでいくことを想定すれば要は全体のその考え方として、2時間の最大流量を確保した上で、それですべての火災区域に、
0:35:36	設置しますというふうに、順番としてはそういう書き方になってるんですよね。実際には火災防護審査基準は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:43	すべての消火、すべての火災区域の消火活動に対処できるように配置することというような書き方をしていた後に、
0:35:52	いろんな
0:35:55	2時間分対処してくださいとか、あと照明器具とかを必要な出入り通路に設置することとか、いろんな細かい、
0:36:03	の条件書いてあるんですけども、これはあれですか先行のプラント2法って書いているからこういう書き方にやっぱりせざるをえないというようなそういう理解をしとけばいいということですかね。
0:36:19	北海道電力の平田です。今、
0:36:23	おっしゃられた通りにはあるんですけども記載、弊社の記載補足説明資料を記載するに当たりまして、先行他社の記載を参考に記載させていただいているというところが、
0:36:36	大前提になってございまして、あとは同等審査基準に書いてあることを、同等もしくはそれ以上の記載、他の電力を見まして、書いているというところなので、
0:36:46	センス、一番最初にガス消火設備の話が来た後に水消火設備に関連して
0:36:56	そこら辺の記載要求事項を1塊にして後段に記載しているというところは、先行電力を見習って、書かせていただいているというところが正直、実際のところになってございます。
0:37:12	はい火災対策室のサイトウってあまり強くこだわってるわけでもないんですけども、とりあえずその審査会合のときに確認させていただいた通り
0:37:22	要はその消火設備の原則の考え方をどのように表現しているのかというところの確認だけだったんで、きちっと読めますというふうに言う、おっしゃるのであれば後でまたもう1回読み直しますという話になりますけれども、
0:37:39	あくまでも、この消火設備で書いてあることをどのように満たしているのか、満たしていることに対して、先行電力との表現の話はあるんですけどもまとまりとして、
0:37:50	そこをどのように説明できるのかというところについては、すいません。表現等について、必要があれば、検討していただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:02	北海道電力の平田です。今おっしゃられたことも踏まえまして今後必要に応じて資料の方反映していきたいと考えてございます。
0:38:18	火災対策所の差異として、あとちょっと別もう1ヶ所確認したいところあるんでちょっと少々お待ちください。
0:39:16	はい。火災対策室の齋藤です
0:39:19	すみません
0:39:20	感知設備の原則に関わるのところちょっとすみません読み方だけ確認させてください八条の本の29。
0:39:31	2、
0:39:35	1.6. 1.3. 1の火災感知設備のところがありますがそこまで開いていただいてもよろしいですか。
0:39:44	いいですか。はい。そう。
0:39:46	ここ笠井菅。
0:39:49	感知器の環境条件等の考慮というのがあってこれはこれではわかりましたという話なんですけど。
0:39:57	その固有の信号はす。
0:39:59	の信号を発する火災感知器の設置というところで29ページ、ほんの29ページの一番最後のところはまず、
0:40:08	これはアナログ式のものを組み合わせて設置する設計とするというのがまず原則ですということを書いて次の30ページのところで、
0:40:18	正しいというところで、ここのただしが組み合わせできるせ、設置できる設計とすると書いてここが例外に、
0:40:29	相当するところなんですかね。
0:40:33	まずちょっとそ、その部分を確認したいのと合わせて、
0:40:38	その本の3、次の本の31ページ。
0:40:43	のところで、
0:40:45	真ん中辺に黒字で対して以下に示すっていうふうには書いてあるんですが、これの間、
0:40:51	要は原則がまず異なる2種類の感知器D、それがそうでない場合があると言って、さらにSUMCO例外がそれが多分この31ページの対してっていう、
0:41:05	ところになっているのかそれともこの大してっていうのはこれは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:09	また違う読み方をするのかすみませんちょっとその読み方をちょっと教えていただいてもいいですか。
0:41:21	北海道電力の平田です。まず最初にご質問ありましたところですがけれども、恐れのある場所または天井が高い場所というのは、アナログ式、
0:41:35	ルーバーの設置が適切ではない場所ということの特例のエリアを指してございます。
0:41:41	その次に対してっていう黒字のところなんですけれどもここの庄野。
0:41:47	作りとしまして、前段のポツの前に、
0:41:51	書いたのが、基本的な火災感知器を設置する考え方になってございまして、その特徴的なところを、その下、a bと記載してございます。
0:42:02	で、その特徴的なところを一部抜き出したものに対して、さらに特出しして、衛藤A Bとはちょっと違う環境の部分で、
0:42:13	Cポツ以降で記載しているというそういう章立てになってございます。
0:42:33	火災対策室の齋藤です。すいません。
0:42:38	話としては、何となく話としてわかったようは、Bっていうところ、A Bという項目がまずあって、A Bとはまた、
0:42:49	A Bの話に対して、
0:42:52	以下に示します。
0:42:54	位置付けがすいませんよくわからなかったんで、聞いてるんですけども、そういう読み方になるということなん。
0:43:03	という理解でよろしいんですか。
0:43:06	サイトウ電力の平田ですはいその通り、ちょっとわかりにくい記載というのは確かかなと思って今見ておりますけれども、そういう意図で記載は消してございます。
0:43:19	はい。わかりました。
0:43:24	それでその次に本の33のところでもその33までが、対してって書いてあるところの続きでずっとF-I Vまでずっと入ってるんですよね。
0:43:38	その次にこれらの非アナログ式の感知器ワーということで誤作動防止する設計とスルーというふうに書いてあるわけですがけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:52	この誤作動を防止する設計の一番最初の煙感知器は、
0:43:58	蒸気等が充満する場合に設置しないというふうに書いてあるわけ ですけれども、
0:44:05	これも基本的には蒸気。
0:44:09	蒸気等の等って何でしたっけっていうのはすみませんのために確 認したいんですが、
0:44:15	北海道電力の平田です。こちらにつきましては煙感知器の誤作動 なので不アノ塵埃とか、そういうような環境も含めた形で等とい うことを記載してございます。
0:44:33	火災対策室の齋藤です。念のためにいや今ちりほこりって言われ るかなと一瞬思ったんで、確認したんですけども、ちりほこり確 認し、
0:44:43	うちで埃が出るような場所でそんな誤作動が起きるような場所っ て防爆対応とかそういったところの確認をしなくて大丈夫なのか って話なんですけどもそこは大丈夫なんですかね。
0:44:53	この表現で。
0:45:07	北海道タケダでございます粉じんやその蒸気油のミストが舞うか ら、その防爆エリアにしている、防爆にしているから、煙、
0:45:17	感知器が誤動作するんで、煙感知器を使用しないという箇所は泊 においてはありません。
0:45:25	はい。火災対策室のサイトウをそういう理解でいたんで、じゃあ この読点なんですかって話で聞いたんですけどねっていう。
0:45:33	要は、そういう粉じんとかの、
0:45:38	対応とかで、要は、
0:45:41	通常埃とか出ない。
0:45:44	ですよというは、設計上でないですよというふうに考え、言っ ておられますけれども要はそういった話も含めて、
0:45:51	蒸気であるとか誇りであるとか、そうしたものの管理と、要は誇 りでたまりや、
0:46:00	舞い上がって誤作動を起こす可能性があるわけですからそういった ことも含めてきちっと設計上考えて対処しますということをご こで言っているという理解でよろしいですか。
0:46:14	北海道電力の平田です。はいその通りとなっております。
0:46:19	はい。わかりました。それで、
0:46:23	まずここまでがつけるという話だったと思うんですよ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:28	次の本の 34 からまたって書いてあるところがー
0:46:34	これが、
0:46:41	基本的にはつけませんっていう話だったと思うんですけども、
0:46:45	それがじっと、1 とほんの 35 にかけて合いついていうところがあつて、
0:46:57	一応今までお話を伺っている中でその次の 35 から 3、ほんの 35 から今度 36 に黄色いところについている。
0:47:06	J と K っていうのは、これは文書は記載するけれども、この区画は基本的には現在想定していないということによろしいですね。
0:47:18	北海道電力の平田です。はいその通りでして現状この J と K に相当する火災区画は泊にはございません。
0:47:33	はい。わかりました。いやこのところでそっかそういう理由って書いてあるからそうか、書いてないのか。すいません火災対策室のサイトウツチャアノこの J と K のところ、記載はあるけれども想定していないという注釈がないなと思ってですね。
0:47:48	すいませんそれで確認をさせていただいたんですけども。麻生。
0:47:53	はい。
0:47:55	位置付けとしては考えていないということを確認させていただきました。
0:48:02	それで、
0:48:05	藤。
0:48:24	すいません最後なんですけど、本の 36 の火災受信キーのところの話で、
0:48:37	赤字で下の方に書いてある話で作動した感知器を一つずつ特定できる設計とするということを、
0:48:48	書いていただいていることについては、別に違和感は何もないんですけども、
0:49:00	こういう記載をきちっと入れていただくのであれば、
0:49:04	逆に、何だっけ、
0:49:09	平常時の状況を監視して火災現象を把握することができ、できる設計とするっていうような、
0:49:17	いう文言は、こっち側には入れなくていいのでしょうかというすいません念のための確認です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:32	私が今申し上げてる話は、火災防護審査基準に書いてある、
0:49:37	あの話で、要はここに2.2.1の(1)の火災か、(1)の感知、火災感知設備の中で、
0:49:47	参考って書いてある話の中のその一つずつを特定することによって火災の発生場所を特定することができる。
0:49:54	受信機を用いられてることっていうことに、多分それに多分、反応するような形で多分この八条の本の36の、
0:50:03	一番下、一番したのっていうか下から二つ目のポツの、
0:50:07	用語が入ってると思うんですよね。この一つずつ、
0:50:11	作動した感知器を一つずつ特定できる設計とすると。
0:50:16	まずそこはいいですね。
0:50:18	そうすると、
0:50:25	その下に、とか、
0:50:28	火災防護審査基準だとその下に誤作動防止するための方策って書いてあって、
0:50:32	平常時の状況と火災現象を、
0:50:35	云々っていうのが入ってて、
0:50:38	これも基本的には受信機で、
0:50:41	もう感知器と受信機セットで機能を発揮するものですから、受信機で、
0:50:47	書いといていたのところで書いといていただいてもいいのかなと思ってんですけどもそれは別のところに多分書いてあるから、
0:50:54	抜けてるんですいわゆるトレンド機能をきちっと見れますよって話を、
0:50:58	受信機側でも対応してますよって話は、これはどこで読んでおけばいいんですかっていうそれだけの話なんですけどね。
0:51:13	ちょっと北海道だけでございますなかなかちょっとストレートに読みづらいかもしれないですけど、本文の36の(3)の火災地震基盤の下に、
0:51:23	火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計中央に設置して常時監視、
0:51:30	ということと、アナログ式の受信機により以下の機能を有するということと、常時アナログというワーディングで、
0:51:40	感知器の状態を確認していると。
0:51:47	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:52	火災対策室の齋藤です。要は
0:51:55	こういう平常時の状況を監視して火災下急激な温度とか煙の濃度の上昇を把握することができる。
0:52:03	話、ものっていうのはアナログ式の受信機によりっていうところで受けていますと。
0:52:11	いう御説明。
0:52:14	でよろしいですか。
0:52:16	井戸タケダでございます坂に関してはそのような記載になってまして、感知器の方で、アナログっていうところを提起するところが、ほんの30の真ん中ら辺に、
0:52:28	泊もあるんですけど、八丈本の-30、
0:52:32	の、真ん中ら辺りにですね炎感知器書きまして、次のパラグラフで、
0:52:39	ここでアナログ式とは、平常時のほにやらを把握できるものを定義し定義するというのでまずアナログ式というところで、
0:52:48	平常時の状態と、急激な火災現象を把握できるものとしまして、
0:52:55	感知器はそうに行きまして最後、受信機盤でアナログ式の受信機という形になってございます。
0:53:03	はい。火災対策室の再度説明ありがとうございます用アナログ式という定義のところに、そういう話があるんでアナログ式の受信機っていうところについてもアナログ式のその定義をそのまま引っ張ってきて、それでまああの、
0:53:17	見れますよと、というような、読めます。読みますと、読みますとというそういう理解ということよろしいですね。
0:53:25	ウエダでございます西郷でございます。
0:53:28	わかりました。はい。私からはとりあえず以上です。
0:53:35	はい規制庁オオツカです。その他何かコメントありますか。はい。
0:53:40	さっき、
0:53:41	言葉で聞こえた
0:53:43	別の会議で、
0:53:45	発言はできなかったんで、
0:53:46	規制庁宮本ですとですね、特にコメント等はないです先ほど火災室の方から、消火設備のところで質問あったところでちゃんと答

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	えれてなかったのでもよく事業者さんで確認してくださいっていうので、
0:54:01	ちょっと言おうかなと思ってるのは、この本文のまとめし本文テンパチまとめ資料っていうのは、そもそも申請書の構成になっていますと。
0:54:09	もともとね。
0:54:10	なので前半に出てくるものと、これはたまたま八条でまとめ資料で一つに固まってるんですけど、申請書の構成上、
0:54:19	後に消防消火設備とかそういうのが来る。要は全部の申請書をね、
0:54:24	八条だけじゃなくて、設備のテンパチの申請書上の構成があるのでもととの構成が、なので後ろに行っているっていう認識を持って回答していただかないと、
0:54:37	これ、ただ単に校正だけの問題だっていうのをしっかり説明していただかないと困るわけですよ。
0:54:44	終わります。ただそれは別に前に持ってきたって構わないんですけど、
0:54:48	もともとね、ただ申請書上、車のその他の設備の構成がずっと続いているわけですよ。だからこそ、例えば、
0:54:55	8条本文の37で、
0:54:58	ここに何で1.6. 1.3. 2っていうこと、よくのわかんないこと9番がありますよねこれね。
0:55:04	例えばね、比較表で、これはずっと1-6のシリーズがずっと続いていて、
0:55:11	例えばその次が、たまたま消火設備の順番がここにきてるっていう。
0:55:16	整理になってるはずなので、
0:55:19	自分たちの申請書上をよく構成を理解してください。
0:55:23	そうしないと、回答は、回答をしっかりとっていただかないと。
0:55:28	そごが発生しますよっていうことで、
0:55:31	その認識を持ってやっていただければいいかなと。
0:55:35	1-3-1とか1と3-2っていうのがどこに来ていて、例えばその全体の設備申請書の構成として、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:43	確か火災の場合は、前半に八条の適合性の説明のやつがあって、後ろにそれぞれの設備のテンパチがなってたような気がするんですよね。
0:55:54	全体の構成になったときに、
0:55:56	なのでこの構成っていうのは、特に深い意味がない深い意味っていうかただ単に申請上の構成でこうなってますっていう、多分説明をされた方がいいかなと思うので、事業者の方でそこはよく確認してください。はい以上です。私、
0:56:15	はい、他よろしいでしょうか。
0:56:19	はい。WEBからも何か、
0:56:22	確認事項あれば、
0:56:25	よろしいですかね。
0:56:26	はい。それではこちら側からの確認は以上になります。事業者側から何か追加の説明、確認事項ありますでしょうか。
0:56:44	北海道電力の平田です。特にこちら側からはございません。
0:56:50	はい、規制庁オオツカで承知しました。それでは本日のヒアリングはこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。